

清末中国中央政府の「日本モデル」教育改革：1901年の新政に着目して

董，秋艶

九州大学大学院人間環境学研究院国際教育環境学講座：助教

<https://doi.org/10.15017/2230706>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 21, pp.73-85, 2019-03-29. 九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門

バージョン：

権利関係：

清末中国中央政府の「日本モデル」教育改革

— 1901年の新政に着目して —

董 秋 艶

はじめに

本研究では、清末中国の中央政府に行われた新政に着目し、その新政に「日本モデル」の教育改革が採用された経緯と、その教育改革のために日本視察が計画実行されたことについて論じる。

1894年、朝鮮の権益をめぐる勃発した日清戦争で、中国は日本に敗れた。この敗戦を機に、康有為ら変法派と張之洞ら一部の地方官僚は、明治維新を手本にした「変法強国」を行うよう求めるようになる。こうした動きのなかで、1899年に義和団事件が起こり、「内憂外患」の感を募らせた清政府は、1901年に新政を行い、具体的な政策方針として「育才」「興学」を掲げた。「教育救国」という目的を持った教育制度改革が、まさに開始されようとしていた。従来、この教育改革は日本をモデルとして進められたことが指摘されてきた⁽¹⁾。また、この「日本モデル」を推薦したのは地方官員であり、中でも影響を与えたのは湖広総督である張之洞と両江総督の劉坤一が3回にわたって共同提案した「会奏変法自強三疏」とされてきた⁽²⁾。先行研究を踏まえた上で、本研究では、なぜ地方官員、特に湖広総督張之洞が「教育救国」のために「日本モデル」を必要としたのか、そして新政に「日本モデル」を採用しようとしたことをきっかけとして、学制制定のための日本視察が計画実行されたことを論じる。

第1節では、1898年に張之洞が著した『勸学篇』で論じられた学堂設立の内容や、日本への「留学」と日本書の「広訳」が、1901年清政府の新政に上奏された地方官員の改革案に多く採用されたことを明らかにする。第2節では、管学大臣が学制制定のために、欧米だけでなく、日本への視察を計画したことについて論じる。第3節では、京師大学堂総教習に選ばれた呉汝綸がその視察任務を受け、欧米ではなく、日本視察を申請したことを明らかにする。同時に、この新政改革案には女子教育の制度改革が含まれていなかったことについても明らかにする。

第1節 清末新政における「救国」策の教育改革

日清戦争後の1896年3月に13名の留学生を日本に送り出したことで、中国の日本留学は幕を開けた。山室信一によれば、この留学生派遣は、日本がロシアなどと対抗するための軍事提携と鉄道敷設権の利権拡張という二つの政治的効果を得るため、日本側の働きによって企図されたものだった。

た⁽³⁾。本節の結論を先に述べると、この二つの政治的効果を得るために日本留学が推進されたことによって、中国の教育改革において日本モデルを採用しようという動きが現れた。そしてこれは、日本の教育界が中国における教育権を獲得する契機となった。本節では、まず清政府の新政が「日本モデル」の教育改革を採用し、これを推進していった経緯を述べる。

1840年に起きたアヘン戦争により中国は開国を余儀なくされた。その後、相次ぎ起こった西欧諸国に対する敗戦⁽⁴⁾により、西欧文明を取り入れなくてはならないという認識が高まり、中国は新式学校の設立に乗り出した。外交通訳を養成するための学校、外国の軍隊に対抗できる新式軍隊を育成するための軍関係の学校、近代化を進めるための工科系の学校を設立した⁽⁵⁾。

しかし、1894年、朝鮮における権益をめぐる勃発した日清戦争で、中国は日本に敗れた。この敗戦を機に、康有為（以下、康）をはじめとする変法派は、「西欧諸国の富強の理由は、単に機械や兵器が優れているからではなく、学問研究や教育の普及が盛んであるからだ」⁽⁶⁾と認識するようになった。康は光緒帝に対して「泰西は変法を行い三百年で強くなり、日本は変法を行い三十年で強くなった。我が中国は土地が広く民が多いため、大きく変法を行えば三年で強くなるだろう」⁽⁷⁾と論断した。そして「中国が変法を行い、日本の変革の経験を鑑にすれば、（中略）たちどころに効果が現れるだろう」⁽⁸⁾と提言したのである。このように、他の東洋諸国に先駆けて近代化に乗り出した日本をモデルにした方が「速成」効果があると考えたのである。具体的な改革案として、新学制の導入のために日本への留学を推奨し⁽⁹⁾、さらに日本語の書物を翻訳することを提言した⁽¹⁰⁾。

1898年6月11日、光緒帝は康の教育改革案を採用し、一連の学校教育に関する論旨を下した。これが、いわゆる「戊戌維新」である。具体的には、同年7月3日京師大学堂を創設し⁽¹¹⁾、7月10日各省、府、州、県の大小書院に対して、「中学」だけでなく「西学」も教える学校に改めるよう命じた⁽¹²⁾。さらに、8月2日には日本留学を勧める論旨も下された⁽¹³⁾。しかし康の改革案は一年も経たずに西太后のクーデターにより頓挫し、翌年の9月26日、「戊戌維新」により示された諸項の廃止が下された。

しかし一方で、学堂導入による近代教育の普及や、海外、特に日本への留学生派遣、日本書籍の翻訳を盛んに行うべきとの主張が、湖広総督張之洞（以下、張）によって説かれた。1898年に上諭された張の『勸学篇』に「日本は小国にすぎないのに、なぜこれほど速く勃興することができたのか。伊藤博文・山県有朋・榎本武揚・陸奥宗光といった人物は、みな二十年前の洋行の学生であった。そして自国が西洋に脅かされるのを憤り、百余人を率いてドイツ・フランス・イギリスなどの諸国に赴き、政治、工商、陸海軍事を学んだ。学業を終えて帰り、大臣や官僚となって政治を一変させたことによって東洋の中で雄視されるようになった」⁽¹⁴⁾と述べ、日本が「洋学」により「強国」になったと考え、日本留学を奨励したのである。

遊学（留学：筆者註、以下同）の国については、西洋諸国は東洋（日本）には及ばない。その理由としては、まず距離が近く旅費がかからず、多くの人物を派遣できるからである。中国と近く比較考察がしやすいという点も挙げられる。さらに、東文（日文）は中文に似ているた

め理解しやすい。また、西学書は非常に繁雑であるが、西学の中で必要でない部分は日本人がすでに削除し改編しており、日中の情勢や風俗が似ているために模倣しやすい。半分の努力で数倍の効果を挙げることができる点で、これに過ぎるものはない。もし精細に学問を修めたいと思うならば、西洋に留学すればよいのである⁽¹⁵⁾。

隣国日本では重要な西洋書がすでに日本語に訳されている。費用も時間もかからず効果は高いとしている。また、日本人が翻訳した西洋の印刷物やそれを受けて著された書籍、論稿をさらに重視して自国で普及させることに、日本留学の主なメリットがあると見ていたのである⁽¹⁶⁾。このように、この時期、張と康はある程度共通認識を持っていたことが窺える。

彼らがいわば「日本モデル」論を持つようになった背景には、日本からの働きかけがあった。1897年、陸軍参謀次長であった川上操六は、宇都宮太郎や西村天四郎らを張のもとに送り、日清が提携してロシアなどに対抗する具体策として日本留学を勧めていたのである。北京公使館付武官であった福島安正らも、康、張や両江総督の劉坤一、陝西巡撫であった岑春煊に対して日本への留学生派遣を進言していた⁽¹⁷⁾。また、1899年、東亜同文会の近衛篤磨は欧米からの帰途中国に立ち寄り、各地を歴訪して、御使張百熙、山東巡撫袁世凱、劉坤一、張らに対して、新教育の必要性や日本への留学生派遣が急務であることを説いた⁽¹⁸⁾。一方、駐清公使矢野文雄は福建省内の鉄道敷設権の要求を実現するための見返りとして1898年5月外務省に中国人留学生の招聘を進言したのである⁽¹⁹⁾。

このように日本は、中国の地方官僚に対して日本に留学生を派遣するよう勧誘したり、外務省に国策としての中国人留学生受け入れを進言していた。つまり、「帝国の対清懐柔策は中央政府と好を訂し、誼を厚くする外、地方政府と結託することを必要とし、且地方に於いて郷紳豪族の歡心を取攢するを務むべし、取攢の方法は彼等を誘導して学校を設立し、工廠を創設し、彼等子弟を教育するを以て首務となすべし」⁽²⁰⁾ という方針であった。日本は自国の利益を確保するため中国の教育改革を勧めようとしていた。中国人の人材育成を行うことなど、教育改革に積極的に協力する政策に乗り出したのである。

康は日本に亡命したが、張の『勸学篇』は各省に頒布された。張はさらに湖北と湖南から各百名の留学生を派遣する方針を明らかにした。こうした中、翌年の1899年に義和団運動が起こる。西太后ら清朝保守派はこれを利用して中国からの西洋列強の駆逐を企てたため、8カ国連合軍侵攻事件を招いた。「内憂外患」の状態に置かれた清政府は、新政を行うために1901年1月29日「変法上論」を下した。この上論は、朝廷高官及び各省督撫に対して、旧来の中国と新しい西洋の政治の要点を参考にし、「朝章、国政、学堂」などに関する意見の上奏を求めたものである。つまり、「変法」を通じた「富国強兵」を期待したのである。

清政府の「変法上論」の命を受けた各地の総督や巡撫のほとんどは、救国のためには教育制度の「変法」が急務であると説いた。つまり、「育才」が国を救う最善の方法だと論じたのである。また、朝廷高官や各省督撫は、教育制度の「変法」を進める際に、西洋化した日本を模範国として取り上げることを勧めた。この点で、張の『勸学篇』は多くの地方官僚に共感を持たれていたといえる。

例えば、安徽巡撫王之春（以下王）の「復議新政疏」には、「東洋（日本）で近年行われている学校教育が最善である。近くて経費もかからない日本遊学を進める。経費に余裕ができれば西洋に派遣すればよい⁽²¹⁾」とある。これは張が述べた内容と一致している。さらに王は張と同様に日本書籍の「広訳」も主張していた。

西洋書を翻訳できる人物は少ないが、日本ではすでに翻訳されている。中国と日本は同文であり、日本語を学べば3ヵ月程で習得できる。日本語習得を推進していけば、日本と西洋の先端の学知に関する書籍のほとんどを我々は理解できるし、その利益は非常に大きい⁽²²⁾。

こうした教育制度変法論は、山東巡撫袁世凱、御史張百熙らの上奏文書でも窺うことができる⁽²³⁾。張もまた上諭に答えるために、両江総督劉坤一と連名で「会奏変法自強三疏」を上奏した。彼等は、新政を進めるための基本条件を「興学育才」に置いた上で、①新学を取り入れた文武学堂を設立すること、②文科を実学重視の科挙試験となるよう改革すること、③武科を廃止し、新式学堂における軍人養成を行うこと、④遊学を奨励することの4条件を説いた⁽²⁴⁾。

さらに「第三疏」の中で、遊歴（視察）は留学より期間が短く、費用もかからない上、「速成」の効果が期待できるとして、次のように主張した。

今日の育材強国の道を論じると、多くの士人を海外遊学に派遣することが第一義である。ただ、遊学は費用が高く、長期間にわたるため、多数で行うことは不可能である。またある程度年をとって学校に入学できない者や、すでに任官して入学を希望しない者もある。速く国を救う方法があるとすれば、広く遊歴（視察派遣）をおこなうことのみであろう。国勢を見て政事や学術を考究し、その国とわが国との関わりの方針や共同事業について考察する。帰国後、その体験や見聞を親戚や知人に語り告げば、転々と伝わり、すぐさま人々の迷いは解け、方針を変えるべきだと考えるようになるだろう。ただ、遊歴させる人物については、学の浅い者は多くの才能を備えている者ほど有益ではない。遊歴はすべて重要な職務であり、皆朝廷の高官に知らせることになるため、伝述や啓発は最も有効であり重要である⁽²⁵⁾。

このように、張と劉は海外遊歴を推進し、その遊歴人物は才能を備えた「通才」の任官でなければならないとしている。「通才」の任官の遊歴こそが「速成」の改革を達成させると期待したのである。実際に張と劉は、日本視察を部下に命じた⁽²⁶⁾。

ここで留意しておきたいのは、「海外遊歴」の中でも、「欧米よりも日本」に行くことが先決とされたという点である。これは「日中の距離が近く、風俗や文字のすべてが中国と似ている」という理由だけでなく、「華僑が多く、翻訳者を見つけやすい」といった理由もあった。また、「日本の諸法は西洋の法を真似したとはいえ、多くの場合は、社会情勢や本国の状況を照らし合わせて変化させたのであり、中国はその変化した諸法を学べばよい」とされた⁽²⁷⁾。これもまた「速成」のための

「妙法」とされたのである。このように、清末中国の地方官僚らは、明治日本で短期間のうちに進んだ「近代化」に注目し、調査先としても日本をすすめたのである。

清政府は地方官僚らの上奏を受けた後、同年9月14日に「興学」に関する諭旨を下した。京師大学堂を整備した他、「省城の書院を大学堂に改設し、各府・庁・直隸州に中学堂、各州・県に小学堂を設置し、蒙養学堂を多く設立すること」⁽²⁸⁾を命じた。また各省に対し、学生を選抜して海外、特に日本に留学生として派遣するよう命令を下した⁽²⁹⁾。

また、政務処に対して、教師の招聘や学規の制定、卒業生の奨励について各省で具体的に議論し章程を上奏せよとの命令も下した⁽³⁰⁾。これと同様の諭旨はその後も繰り返された⁽³¹⁾。こうした命を承けて、政務処は礼部⁽³²⁾と連署で12月5日に興学案を奏請した。その内容は、まず各省で小学堂を卒業し、試験に合格した者を中学堂に進学させ、中学堂を卒業し試験に合格した者は省立大学堂へ進学させる。そしてその中から優秀な者は京師大学堂へ送り、試験の結果によって挙人の資格を与える。さらに優れた者のうち科挙試験を通れた者に進士の資格を与えるという内容のものであった⁽³³⁾。

こうして、新政による改革では、近代的な学校教育が導入されることとなった。また、挙人や進士の資格を与えるという言葉から分かるように、この改革は男子のための教育に関する改革であった。

第2節 管学大臣張百熙の学制策定計画案

ここでは、『光緒政要』、『大清景光緒皇帝徳宗実録』などを用いて、教育制度策定の任務に就いた管学大臣張百熙が、隣国日本の教育制度をモデルと見なしていたこと、それゆえ日本への教育視察が計画されたことについて論じる。

前節で述べたように、新政においては、主に「興学」「育才」が重視されることとなった。清政府は各省、府、県などに大、中、小学堂の設立を命じた後、1902年1月10日に、御史であった張百熙を管学大臣に任命し、学堂に関する一切の事柄や経理を含めた策定などを管学大臣張百熙（以下、管学大臣張）に一任するという諭旨を下した⁽³⁴⁾。この任務に就いた管学大臣張は、京師大学堂の整備とその他の準備について、次の5項目に分けて報告を行った。以下はその項目の内容である。

- ① 学校制度を予め制定すること
- ② 校舎の増設
- ③ 翻訳局の付設
- ④ 書籍や各種科学用器具の購入
- ⑤ 経費の調達⁽³⁵⁾

「①学校制度を予め制定すること」という項目においては、各学堂の設立を命じたばかりですぐに

大学に専門科を設置しても入学できる学生がいないため、まず大学予科である高等学校を設立することを提案している。高等学校は3年制で、政科（経史、政治、法律、通商、理財）と芸科（声学、光学、電、化、農、工、医、算諸学）に分けられていた。すでに全国各地に置かれた学堂の中卒生（アヘン戦争以後に設立した官民の学堂）や留学生などを高等学校の新生として採用し、3年の在学期間を経て、卒業試験に合格した者に挙人の資格を与え、大学堂に進学させる。そして3年制の大学を卒業した者は進士の資格を得られる⁽³⁶⁾。この高等学校の科目を日本に倣うべきだと提案した⁽³⁷⁾。

また、「救国」のための「速成」を目的とした教育策が、もう一つ提案された。それは官吏を再教育する仕学館と中・小学堂教員を養成するための師範科の設立である。この二つの速成教育を行う学科に入学する者は「必ず情熱を持って学問を志す者でなければならない」⁽³⁸⁾とされた。

このように管学大臣張は、大学に専門科を設置せずに、まず大学予科である高等学校、速成教育を行う「仕学館」と「師範科」の2科を設置することを提案したのである。また、この提案に許可が下されれば、後に高等学校と速成教育2科に関する章程と各省に頒布する小、中学校に関する章程を策定し上奏すると述べた⁽³⁹⁾。

1902年8月15日、管学大臣張が策定した新学制「欽定学堂章程」⁽⁴⁰⁾を發布された。これは、初等教育機関として蒙学堂（4年）、尋常小学校（4年）、高等小学堂（4年）、中等教育機関として中学堂（4年）、高等教育機関として高等学堂または大学予科（3年）、大学堂（3年）、大学院（無定期）の3段階8種類の学堂で構成されている（図1を参照）。

ここで留意したいのは、官学大臣張がこの章程を暫定的なものであり、改訂していくべきものと認識されていたことである。なぜなら、1902年7月12日、管学大臣張はこの「欽定学堂章程」を上奏する際に、次のように「欽定学堂章程は暫定的な章程であり、不足している箇所は、いつでも参酌して修正する」⁽⁴¹⁾としながら、さらに「章程は各省にも發布するため、弊害のない最善の制度を策定しなければならない」⁽⁴²⁾と述べた。そして、そのために、官学大臣張が「古今の学問に深く通じる人を選び、ヨーロッパ、アメリカ、日本各国の現在の教育制度について視察に当たらせる」⁽⁴³⁾と提案したのである。

管学大臣張にとって、視察は「学制だけでなく、教科書購入の外に、化学や電学を習得しようとするなら、そのための建物を造らなければならない。光学であれば暗室、医学ならば暖房室、すべての専門分野によって必要となる建物が異なる。そのすべては外国のも

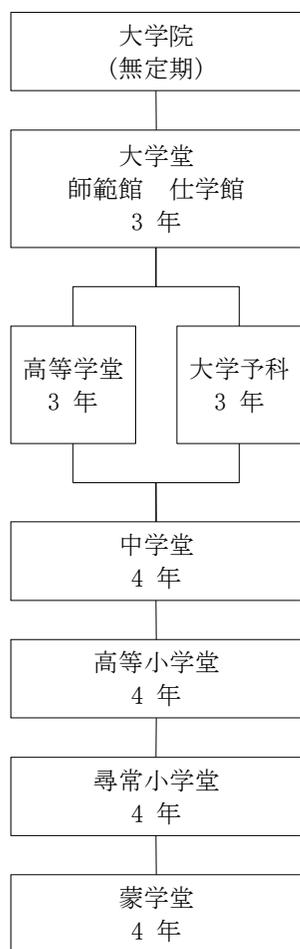


図1 欽定学堂章程

のを模倣して造らなければならない⁽⁴⁴⁾とした。さらに、外国の視察は新学堂で雇う外国人教員のためにも必要であった。その理由を、以下のように述べている。

これまで中国の学堂で雇った外国人教員のほとんどは、中国にすでに長い間滞在している伝道のために来た神父や、海軍から退任した傷兵であり、教育の専門家でもなければ、広く深く学問を身に付けた学者でもない。しかも、ヨーロッパの学問は数年の間に革新されるもので、人材も育成された年月と共に異なっている。これから設立される新学堂にどのような外国の教員を雇うかを考えるとき、他国の文部や高等学堂の現状をまず把握しなければ、その優劣を見極められないのである⁽⁴⁵⁾。

これまで官民が設立した学堂で雇った外国人教師に対する批判が見て取れる。それだけでなく、この弊害をなくすためには、新設する学堂の外国人教師を、布教のために来た神父ではなく、「教育の専門家」や「広く深く学問を身に付けた学者」でなければならないと考えていた。つまり外国人教師の質を確保するためにも、外国視察が必要だと提案されたのである。

このように管学大臣張は、各学堂の学則の修訂、書籍の調達、校舎の建築をはじめ、専門人材としての西洋人教師の招聘については、「欧米、日本に人員を派遣して視察調査を行わなければならない」と説いた。同時に、管学大臣張の上奏内容を見ると、男子のみを対象とした学制策定の提案が行われたことが分かる。

第3節 京師大学堂総教習呉汝綸による新学制改訂のための日本視察

ここでは、京師大学堂総教習の呉汝綸（以下、呉）が、日本の教育視察に臨んだことについて述べる。

管学大臣張は、就任の翌月13日、自らの任務を果たすために、呉を京師大学堂総教習に推薦するよう上奏した。総教習の人選に関して、管学大臣張は「人徳、人望ともに備え、学問、品行ともに優れている」ことが条件であり、総教習に該当する人物は「正統な学問を身に付けたものである上に、時事を明察し、古今に深く通じ、中外を詳しく知る」人物でなければならないとした⁽⁴⁶⁾。

呉（1840～1903年）の字は摯甫、出身は安徽省桐城県である。1864年25才で郷試に合格して挙人となり、翌年の会試で進士の資格を得た。これがきっかけで内閣中書に任命され、曾国藩に異才として注目され幕僚に抜擢された。1870年曾が両江総督となり、李鴻章が直隸総督を引き継ぐことになったが、呉は李にも重用された。1871年深州の知州、1879年天津府知府、1881年冀州知州を歴任し、1889年に知州を辞し、保定の蓮池書院主講に招かれた。曾と李に仕える間、両者の上奏文の多くは呉の手に依ったといわれるほどの存在であった。一方で、桐城派の正統を担う学者として人材育成にも努めた⁽⁴⁷⁾。呉は国学の大家というだけでなく、洋学にも造詣が深かった。嚴復が訳して出版した『天演論』（原作 T.H. ハクスリー 『進化と倫理』 1893年）は、呉に目を通してもらったもの

写真1-1 京師大学堂総教習呉汝綸



(出典：「北京大学堂総辦呉汝綸氏」『国民教育』明治35年8月12日、口絵)

といわれており、序文も呉によるものである⁽⁴⁸⁾。日清戦争後、呉は「時事（時勢）は日増しに困難となっており、年少後進の人がこれから衣食の拠り所とするのは、西学でなければならない⁽⁴⁹⁾」と認識するようになり、1899年蓮池書院の附属校として英語と日本語学校を設立し、書院の生徒にこれらを勉強させた。

このように管学大臣張にとって呉は、京師大学堂の総教習として最もふさわしい人物であった。実際に管学大臣張は、就任後4日目の1月14日からすでに呉に打診を始めていたようである。16日と18日には管学大臣張によって直接依頼が行なわれた。その後も人を介して要請を行ったものの、呉は固辞し続けた⁽⁵⁰⁾。呉が総教習の任に着きたくなかった理由は、日記に10項目ほど挙げられている⁽⁵¹⁾。京師において多くの人々の希望をうまくかなえられる程の実力が自分にはないことや、学堂は西学を提唱する場であり、自分は中学を少々聞きかじった程度で西

学に至っては何の知識もなくともその重任には堪え得ないということなどが記されている⁽⁵²⁾。しかしこれは表向きの理由であり、呉が日本留学中の息子の啓孫に宛てた手紙には、「大学堂の中で自分以外は全て張派の者で、総教習補佐の一職さえも任用されることもなく、張の部下が重用されている⁽⁵³⁾」ことなど、管学大臣張に対する不信もあったようである。

それにも拘わらず、管学大臣張は呉を大学堂総教習に推薦するように上奏し、この上奏は同日裁可された。しかし呉はそれでもなお承諾の猶予を求めた⁽⁵⁴⁾。そこで、管学大臣張は熱意を示すため、ついに大礼服を身につけたまま跪いて懇請したのである。呉はついに管学大臣張の熱意に負け、総教習就任を承諾することとなった⁽⁵⁵⁾。

呉は管学大臣張の知遇の恩に報いるため、総教習の任を承諾した後、管学大臣張の大学堂整備案にあった外国の視察任務を引き受け、欧米よりも日本の教育視察を自薦した。日本を選んだ理由の一つは、曾と李の幕僚を勤めた際に、かなり早い時期から「日本」に接していたからだと考えられる。1870年9月、呉が31歳の時、明治日本から最初の対華使節団が派遣された。呉は天津で使節団の5人に会い、中国語が堪能な鄭永寧から幕末や明治維新の最新情報を手に入れ、他に花房義質とも筆談を行った⁽⁵⁶⁾。同じ月に別の日本人である田千之とも筆談し、明治日本が「西洋化」に力を入れ、留学生を西洋に派遣したことなどを日記に記している⁽⁵⁷⁾。

一方、呉は清末の碩学として日本の漢学者にも尊敬されており、彼の名を慕って訪ねてくる者も多かったといわれている⁽⁵⁸⁾。彼の門下には中島裁之という日本人もいた。前述した日本語学校は中島の力を借りて設立したようである⁽⁵⁹⁾。実際にも呉の日本視察にはこの中島が同行した。

この時期、呉はおそらく他の知識人と同様に、日本を学ぶべきモデルとして注目し始めたと思わ

れる。これは1901年に一人息子を日本に留学させていたことから言えるだろう⁽⁶⁰⁾。京師大学堂総教習の任を受けた呉は、こうした自身の背景からも、自ら日本視察を申請したと考えられる。この視察はもとより管学大臣の案であり、すぐに許可が下された⁽⁶¹⁾。呉は蓮池書院において継続して事務関連の支度を行い、渡日の準備が整ったと管学大臣張に知らせ、1902年6月8日朝汽車で北京を発った。6月9日、唐沽から玄海丸に上船し、日本に向かったのである⁽⁶²⁾。

このように、清末新政は、近代的な学校教育を導入しようとしていた。また、近代学校の導入は、西洋というよりも西洋化が進んだ隣国日本の教育制度をモデルとした。こうした経緯から日本への教育視察が計画実行されたのである。ここで留意しなければならないのは、新政による教育改革が男子のみを対象としていたことである。しかし、執筆者の別の拙稿から指摘したように、来日した呉は女子教育の視察も行い、しかも女子教育制度の必要性を管学大臣張に説得しようとするまでに至った。そして、呉の日本視察後の1904年に中国のいわゆる近代教育制度「奏定学堂章程」が発表されたのである。

おわりに

以上のように、本研究では、日清戦争後の新政で「日本教育制度モデル」の教育改革が採用された経緯、これを契機として日本視察が計画実行されたことを論じてきた。以下、本研究において明らかにしたことについてまとめることとする。

日清戦争と義和団事件後、中国では、湖広総督張之洞の『勸学篇』において提唱された「日本モデル」論が多くの地方官僚の共通認識となり、新政に求める改革案では明治維新を手本に「変法強国」を推薦すべきであると唱えられた。中国を早く救うためには、近代化した隣国、同文同種の日本を手本とすべきであり、これは費用も時間もかからず「速成」の効果も望まれるとされた。同時に、彼らの「日本モデル」論の背後には、日本からの積極的な働きかけがあった。

そして、「日本モデル」の教育改革を採用した中央政府は、学制制定などすべての業務を管学大臣張百熙に委ねた。管学大臣張は、日本の大学予科をモデルに高等学校を設立することなどを提案し、各学堂に関する学制制定や外国人教員を雇う上で、欧米、特に日本の視察を計画したことを明らかにした。管学大臣張より推薦された京師大学堂の総教習呉汝綸も「日本モデル」論者であり、管学大臣張の期待に応じるために自ら視察の任務を請い、視察先として欧米ではなく日本を選んだことを明らかにした。

註

- (1) 多賀秋五郎『中国教育史』(岩崎書店、1955年)、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』(異文化接触と日本の教育⑥) 福村出版、1990年)と『日中教育文化交流と摩擦』(第一書房、1983)、杜学元『中国女子教育通史』(貴州教育出版社、1996年)など。

- (2) 同上
- (3) 山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企』岩波書店, 2001年
- (4) 1856年のアロー号事件(英仏との戦争), 1858年の清露戦争, 1884年の清仏戦争など。
- (5) 1862年に京師同文館, 1863年に上海方言館, 広州同文館, 1866年に福建船政学堂, 1873年に天津水師学堂, 1867年に上海機械学堂, 1872年に天津電報学堂などが設立された。
- (6) 康有為「請改直省書院為中学堂, 郷邑淫祠為小学堂, 令小民六歳皆入学, 以広教育而成人材摺」光緒24(1898)年5月(黄明同・呉熙釗『康有為早期遺稿述評』, 附:「傑士上書彙録」中山大学出版社, 1988年, 297頁)
- (7) 同上
- (8) 同上, 康有為『『日本変政考』序, 按語, 跋』『康有為早期遺稿述評』106頁
- (9) 「日本遊学派遣上論」(光緒24(1898)年7月)湯志鈞・陳祖恩編『中国近代教育史史料匯編・戊戌時期教育』上海教育出版社, 1993年, 57頁
- (10) 康有為『日本書目志』自序。蔣貴麟主編『康南海先生遺著彙刊(十一)』4頁
- (11) 『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻491, 13~14頁, 光緒24(1898)年5月丁卯)
- (12) 同上(巻420, 9頁, 光緒24(1898)年5月甲戌)
- (13) 同上(巻421, 17頁, 光緒24(1898)年6月丁酉)
- (14) 張之洞「遊学第二」光緒24(1898)年3月。(『勸学篇』外篇)
- (15) 同上
- (16) 同上
- (17) 張之洞, 光緒23(1897)年12月10日(1897年1月2日)総理衙門宛電奏。『張文襄公全集』(文海出版社版, 第三冊)巻79, 電奏七。(引用は前掲山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企』318頁)
- (18) 南里知樹「中国政府雇用の日本人——日本人雇問人名表と解説」(『近代日中関係史料 第二集』龍溪書舎, 1976年, 25頁)。山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企——』319頁
- (19) 矢野文雄「清国留学生ノ引受ノ義ニ関シ啓文往復ノ件。引用は前掲山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企——』319頁
- (20) 中村義「洋務運動と改良主義」(『岩波講座世界歴史』第22巻, 近代九「帝国主義時代」, 岩波書店, 1969年)366頁
- (21) 舒新城編『近代教育叢書 近代中国教育史料』第1冊, 上海中華書局印行, 1928年, 105~106頁
- (22) 同上
- (23) 同上, 両広総督陶模, 広東巡撫徳寿などの上論に見られる。
- (24) 「劉忠誠公奏疏」(巻35 21~28頁)劉忠誠著, 欧阳輔之編『劉忠誠公(坤一)遺集』文海出版社 1968年

- (25) 璩鑫圭, 唐良炎編『中国近代教育史資料編——学制演變——』上海教育出版社, 1991年, 21～23頁
- (26) 1898年広総督張之洞より派遣された姚錫光の『東瀛学校舉概』, 1900年両江総督劉伸一により派遣された潘学祖『考察東瀛農工記』などがある。(東京都立図書館実藤恵秀文庫所蔵)
- (27) 同上
- (28) 前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻486, 2頁, 光緒27(1901)年8月乙未)
- (29) 同上
- (30) 同上
- (31) 同上(巻486, 8頁, 光緒27(1901)年10月丁未)
- (32) 清政府の行政機関は次の6部-吏部(文官の任免), 戸部(財政), 礼部(文教), 兵部(軍事と武官の任免), 刑部(司法), 工部(土木関係)で構成されていた。
- (33) 沈桐生, 董董潤輯校『光緒政要』四(巻27, 69～70頁)崇義堂石印, 1909年
- (34) 前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻491, 1頁, 光緒27(1901)年12月癸巳)
- (35) 「管学大臣張百熙奏辦京師大学堂情形」(前掲『光緒政要』巻28, 1～5頁, 光緒28年(1902)1月丁卯)
- (36) 同上
- (37) 同上
- (38) 同上
- (39) 同上
- (40) 「欽定蒙養学堂章程」光緒28(1902)年7月12日(前掲『中国近代教育史資料編——学制演變——』281頁～287頁, 多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』日本学術振興会 昭和47年))
- (41) 「進呈学堂章程折」光緒28(1902)年7月12日(前掲『中国近代教育史資料編——学制演變——』233頁～235頁)
- (42) 同上
- (43) 同上
- (44) 同上
- (45) 同上
- (46) 前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻493, 3～4頁, 光緒28(1902)年正月丁卯)
- (47) 呉の経歴については、『桐城呉先生(汝綸)年譜』(以下「年譜」と略記)巻2, (呉汝綸撰, 嚴一萍編『桐城呉先生全書』10所収, 藝文印書館, 1964年)を参照した。
- (48) 同上
- (49) 「尺牘補遺」の「與劉際唐書」(同上『桐城呉先生全書』51頁, 1899年5月13日)
- (50) 同上「年譜」(巻2, 30～31頁)(『桐城呉先生全書』10所収)
- (51) 同上(巻2, 31～32頁)

- (52) 同上
- (53) 同上 (卷2, 32~33頁)
- (54) 沈雲龍編『桐城吳先生(汝綸)日記』(吳汝綸著, 吳闓生編, 卷2「制行」848~852頁) 近代中國史料叢刊, 文海出版社, 1969年
- (55) 同上, 848頁
- (56) 吳汝綸著, 吳闓生編『桐城吳先生日記』(上冊, 「外事」1~2頁) 蓮池書社, 1928年
- (57) 同上, 2~3頁
- (58) 例えば前掲「年譜」卷4所収「詩集箋証」20~21頁。(『桐城吳先生全書』9所収「傳狀」の姚永概「吳摯甫先生行狀」11頁
- (59) 同上, 「年譜」卷2, 21~22頁
- (60) 同上
- (61) 同上, 35~36頁
- (62) 同上, 36頁

**“Japan Model” Education Reform by Government of China at the End of Qing Dynasty
— Focusing on the New Administration in 1901 —**

Qiuyan DONG

In this paper, I will focus on a new administration by the Government of China at the end of Qing dynasty. I will discuss the process of introducing an education reform of “Japan model” to the new administration and argue that inspection was planned and carried out for the education reform.

In the first section, I will find the details of foundation of the academy, which was discussed in “*Kangaku-hen*” written by Zhang Zhidong (張之洞) in 1898. I will also reveal that the “studying abroad” to Japan and “translation” of Japanese books were largely adopted into the reformation plans of local government officials, who were reported to the throne for the new administration in 1901.

In the second section, I will argue that Minister of Education has planned the inspection not only in Europe and America but also in Japan for the enactment of educational system. In the third section, I will address that Wu Rulun (吳汝綸) was ordered for an inspection and he requested not Europe or America but Japan inspection. Wu Rulun was elected as a general instructor of Jīngshī Dàxué-táng (京師大学堂) or the Imperial University of Peking.